

つくばみらい 相談事例

住宅の修理

★「火災保険で住宅の修理ができる。保険の申請も手伝う」と勧誘されましたが、注意することはありますか。

火災保険は、火災だけでなく、風水災などの自然災害や盗難などによって、「建物」や「家財」などに生じた損害を補償する保険です。**住宅の老朽化による修理**は、火災保険の補償対象ではありません。

最近、「**保険金を使える**」と言って勧誘し、住宅の修理契約をさせるというトラブルが増加しています。こうした業者の多くは「保険金の範囲内で修理をするので、自己負担はない」など、「無料」を強調して契約をさせようとします。**虚偽の理由**で保険金を請求すると**契約違反**となり、保険金を受け取っていただければ**返還**を求められる場合もあります。

ほかにも「契約後に、高額な見積料を請求された」「修理をしたが、保険金支払いの対象外で自己負担だった」などのトラブルがあります。

「火災保険で住宅の修理ができる」との勧誘を受けてもすぐには契約せず、自分の**火災保険の内容**について保険会社などに確認しましょう。

不安に思った時は、市消費生活センターへご相談ください。